

第9期 福岡市男女共同参画審議会（第2回）議事録

- 1 開催日時 令和3年2月2日（火）15：00～16：30
- 2 場 所 天神スカイホール ウエストルーム
- 3 出席者 （出席委員 15名）
池内委員、石森委員、川上委員、岸委員、北村委員、国広委員、境委員、
手嶋委員、波多江委員、益村委員、松本委員、丸岡委員、室谷委員、
森川委員、安木委員
（欠席委員 2名）
岩崎委員、石田委員
（福岡市 12名）
市民局長 外11名
- 4 傍聴人 1名
- 5 議 題 福岡市男女共同参画基本計画（第4次）（案）に対して寄せられた市民意見
及び意見に対する考え方について
福岡市男女共同参画基本計画（第4次）答申案について
- 6 議事概要 （○…委員 △…福岡市）

**【議題1 福岡市男女共同参画基本計画（第4次）（案）に対して
寄せられた市民意見及び意見に対する考え方について】**

- 今回、133件の市民意見を頂戴した。いかに市民の皆様が男女共同参画基本計画に関心を持っていたかということの反映である。男女共同参画部がアミカスへ一本化し、これまで以上に市民のニーズに合わせた政策を行うということが今回の大きな変更点かと思うが、それについても多くの意見を頂戴している。
- 資料1の2頁目、意見番号100について、私立学校等に関する意見をもらっている。その市民意見に対する考え方として、大学生等是对応するということだが、私立の学校に対しては、「状況は把握しておりません」で終わっているところが気になっている。施策の対象に私立学校も含めて記載することは難しいのか。

△ 私立学校の男女平等教育の状況については把握していないが、例えば、要望に応じて出前講座等の対応はできると考えている。

○ 先程の意見は、「把握しておりません」で終わってしまうと、やる気がないという印象に取られるという趣旨ではなかったかと思うが、その点はどうか。

○ 国の法律があり、福岡市で条例を制定し、政策に取り組んでいくということで、実施主体となっている。市立学校に通っていても、私立学校に通っていても同じ一人の市民であり、施策の対象として区別があってはならないと思う。様々な施策について、「市立の学校では進めているが、私立の状況は把握していない」では話は進まないのではないかと疑問がある。そうではないことを確認したい。

△ もちろん、男女共同参画施策の対象を市立学校に限定しているということではない。

○ 意見番号 100 の市民意見に対する考え方について、表現を工夫してほしいということで良かったか。

○ 市立学校に対して講じている色々な施策を、私立学校の生徒にもしてもらいたいという市民意見と思うが、その意見に対する回答が冷たいような印象を受けた。今、そうではないと回答をもらえたため、現段階ではこれで良い。

○ 私立学校の男女平等教育の状況を把握していないという回答について、制度の問題だとは思いますが、同じように不安を感じた。市内の全ての小学校・中学校・高等学校の数は把握しているのか。公立の学校数だけでも良いので教えてほしい。

△ 公立の学校数ということであれば、市立小学校が 144 校、市立中学校が 69 校、市立高校が 4 校、特別支援学校が 8 校である。

○ 男女共同参画課及び女性活躍推進課の移転に関して多く市民意見が寄せられているが、本庁から外れることに不安があるように感じた。事務局の説明の中で請願が出ているとあったが、詳細を説明してほしい。請願により、第 4 次計画になんらかの影響があるのか。

△ アミカスを中心に活動されているNPO法人等 19 団体から、移転の見直しについて市議会議長宛てに請願が出ている。趣旨としては、本庁からアミカスへ移転することで影響力が低下するのではないか、ジェンダー主流化に向かう世界の流れに逆行するのではないかということである。2月議会の総務財政委員会で審査いただく予定であり、採択・不採択・継続審査等の結果が出るので、結果に対する対応が必要になるものと考えている。

○ 採択・不採択・継続審査等となった場合、第4次計画が影響を受けて変更となることがあるのか。何か答えがあれば聞きたい。

△ 請願が採択された場合は、行政として誠実な処理が求められるが、どのような対応をするかについては、改めて市としての判断が必要。この場で一律に、請願結果に対する対応を回答することは難しい。

○ 市民意見を受けて、アミカスへの移転により取組みが進んだということを、第4次計画の5年間で示していく必要があると考える。

△ 第4次計画のスタートに合わせて移転後の5年間の中で、しっかりと効果を検証し、その後の体制等についても考えていきたい。

○ 市民意見に対する市の考え方について、移転により市民とより近い距離で意見を聞きながら立案をしていくことが総合的な企画調整機能強化であるという記載になっているが、市民意見が多く寄せられた部分であるため、企画調整機能強化の図り方をもう少し具体的に記載すべきではないか。また、市民意見の総数が133件であることについて、関心を持っていただいているとの意見があったが、他と比較してどの程度多いのか教えてほしい。

△ 実際の事業現場に行くことで、アミカスを利用する地域の方、団体の方から日常にご意見をいただきながら、新しい事業展開や既存事業の修正、他部署への働きかけの材料にしていきたいと考えている。既にやってはいるが、これまで行き届いていない部分に目を行き届かせることで、推進本部としての機能についても強化できるのではないかと考えており、そういった部分を記載に加えたい。

○ 今以上に良くなるのであれば移転については反対ではないが、市民意見に対して説得できるような内容を記載してほしい。

△ 市民意見の件数については、前回の第3次計画の時は87件であったため、それに比較すると今回は多くの意見をいただいている。

○ アミカスへ移転することで、地域密着型でより円滑な政策反映ができるという説明はその通りだと思うし、その意味で、アミカスへの移転が男女共同参画を強化する政策ということとは理解できる。

しかし、今回の市民意見においては、本庁から外れることによって、本庁の主要部署との調整が手薄になることが危惧されていると推測する。そういった市民の不安・懸念を払拭できるような説得材料が、今の文章だけでは不十分ではないだろうか。

△ 先程説明した機能強化の面に加え、web 会議等を利用し、これまで以上に連携を図っていくということを明確に記載したいと思う。

○ 今回の審議会も、緊急事態宣言下において皆様に集まっていただくことが難しく、オンライン会議になった。そういう意味で、本庁舎内に男女共同参画課及び女性活躍推進課が無くても、オンライン等で主要部署との連絡等は可能であり、男女共同参画を進める上で密に連携を取っていくということの理解を求めるという趣旨でよいのか。

○ 活動実践レベルは大事なことだが、本庁を出ることで、市としての男女共同参画の意思決定の在り方に陰りが生じるのであれば、そこが一番心配である。組織の意思決定の在り方において、立場が弱くならないか確認したい。市の意思決定過程において、アミカスへの移転によりこれまで以上に現場から必要な施策を吸い上げて反映させることができること、立場がゆるぎなく、移転により意思決定の場で発言する内容がより充実していくということを確認できれば、移転に反対ではない。

○ 私も同様の意見であり、市としての意思決定の在り方がこれまで以上に充実するようお願いしたい。この点に問題がなければ、市民意見の不安をかなり払拭できると考える。

△ まさにその通りのことを考えている。アミカスが本庁外にあるのは事実だが、外郭団体ではなく市の直営であり、現在は男女共同参画部の一つの課がおかれている。1課で実施部門としてやっているところへ企画調整部門を担う2課が移転し、部として一緒にやっていくということであり、市役所の市民局男女共同参画部としての位置づけは全く変わらない。

現在、庁内全体の意思決定機関である男女共同参画推進協議会を設置しているが、これまで通り意思決定・報告等を十分に行い、個別の働きかけについても、あらゆる機会を使って、しっかり取り組んでいきたい。その場合にも、頭の中だけで考えたことと、現場から得たことは違ってくると思う。そういう意味でも、男女共同参画の推進本部としての機能についても高められると考えており、ご理解いただきたい。

○ アミカスへの移転については、多くの意見や請願も出ていることを考えると、やはり大きな不安や心配があるのだと思う。丁寧に不安を払拭していかなければならない。今、市の意思決定の問題が出てきているが、大きく3つの部分の問題があると思う。1点目が、課のレベルで実際に企画調整・政策立案する部門と、実際にサービスを行っている部門の関係の部分である。2点目が、財政局等の権限を持っているところとの意思決定の関係である。3点目が、庁内全体にわたる他の部署との連携がどうなるかということである。

1点目については、市民に近く、直接情報や意見を反映できる場所にあることが、政策立案に最も良い場所だと思う。だからこそ、より具体的にどのようなことができるのかを表現すべきである。2点目については、市としての組織は変わらず男女共同参画部長が本庁にいたのであれば、調整は課長や部長の仕事であり、適切に権限を持つ部署と折衝すれば、物理的な距離の問題ではないということである。3点目については、単にリモートでも可能ということではなくて、各部局との横の連携や進捗状況の確認については、どのような方法でこれまで以上にできるのか、具体的に回答して不安や心配を払拭してほしい。

△ 部長だけ本庁に残るということではなく、男女共同参画部長も含めて、アミカスへ移転する。

○ それでも、組織上の位置づけは変わらないという理解で良いか。本庁へ出向き、頻繁に局長や副市長等と意思疎通を図るということで、心配を払拭していただきたい。

△ 先程の3つの問題の1点目は、自信を持ってやれると考えている。2点目、3点目については、まさに私達管理職がどれだけ頑張れるかということ。アミカスへの移転について提案し、進めている以上はしっかり取り組んでいきたい。それらを市民意見への回答にどこまで書き込めるのかというところはあるが、可能な限り記載できるよう検討したい。

○ 男女共同参画センターでの事業の実動は外郭団体等に委託している自治体が多い中、福岡市は、直に向き合って実施している体制であり、市として責任を持って男女共同参画を進める意思がうかがえる。より市民の皆様の意見を反映させる体制を作ることで、一層

男女共同参画を推進するということもわかる。一方、先程の3つの問題の2点目、3点目について、本庁から出たことによって市役所の中核部署との連携が弱まり、市の男女共同参画が後退することが、一番の懸念ではないか。そのため、現場から政策立案をすることで、説得力を持って主要部署との連携や政策調整に反映させ、さらに福岡市の男女共同参画を推進できるという方向で工夫してほしい。

○ 3点意見がある。まず、資料1の2頁目、意見番号50の意見に対する考え方について、最終段落に「セクハラ等のハラスメント防止は事業主に義務付けられていることから」とある。確かにセクハラやマタハラは事業主に防止措置が義務付けられているが、市民意見全文にはパワハラという言葉もある。パワハラ防止措置の中小企業への義務づけは令和4年4月1日からであり、書き方が紛らわしいため記載を検討してほしい。ハラスメント防止措置については、意見番号50以外にも記載があるため、併せて検討いただきたい。

次に、資料3の49頁目「34 企業に対する多様で柔軟な働き方の取組み支援」について、具体的施策の内容が「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定」となっている。一般事業主行動計画策定に関しては法律が2つあるが、ワーク・ライフ・バランスに関しては、女性活躍推進法でなく次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画になるのではないかと思うため、確認したい。

最後に、資料3の57頁目「42 企業に対するダイバーシティを見据えた女性活躍推進の取組み支援」について、具体的施策の内容を「さらに企業の見える化を進め」に修正することだが、さらに見える化を進めるとは具体的にどのようなことを考えているのか。また、先程の49頁目と事業名は同じだが、こちらには「さらに企業の見える化を進め」との表現がされていないが、どのような違いがあるのか。

△ 1点目については、確かに分かりにくい表現を検討する。

2点目については、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画は、法律の施行から一定の期間も経過し、ある程度定着してきているが、平成28年に施行された女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定はまだ定着していないと考えている。ワーク・ライフ・バランスという次世代育成支援対策推進法が分かりやすい部分もあるが、女性活躍推進法に基づく計画もワーク・ライフ・バランスにつながる場所があり、市として、特にこちらの策定支援を進めていきたいという趣旨である。策定支援セミナー等においても、併せて次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について説明しているところであり、現行の表現でご理解いただきたい。

3点目の「さらに見える化を進め」については、「見える化サイト」を平成28年に開設したが、なかなか登録企業が増えていないため、さらに登録企業を増やし、企業の具体的

な取組みが市民の皆様に見えるよう推進したいとの趣旨である。49 頁と 57 頁の事業名が同じというところについては、第 4 次計画案について最初に審議いただいた際、ワーク・ライフ・バランスと女性活躍推進は非常に密接な関係があるため、基本目標を一本化できないかということで説明した経緯がある。しかし、目標としては別の方が良いという意見を皆様からいただいたことから、目標 3 と 4 としたものである。ただ、具体的な取組みとしては、女性が活躍できるようにワーク・ライフ・バランスを進めていくというところで、事業が同じとなっている。具体的な取組み内容は同じものになるが、その進める考え方に若干の違いがあることから、具体的施策の内容において表現を変更している。

○ 「ふくおか女性活躍 N E X T 企業 見える化サイト」を早くから掲げられているが、十分に周知がされていないように思う。ロールモデルや成功事例を増やして掲載するなど、サイトの見せ方の工夫をしてほしい。

○ 資料 1 の 20 頁目、意見番号 120 について、男女共同参画協議会の活動にばらつきがあるとあるが、それは実感しているところである。補助金をもらっている以上、もう少し表に出るような男女共同参画協議会の活動がほしい。資料 3 の 63 頁目に「地域の自主性を尊重し」と記載があるが、あまりに自主性を重んじた結果、非常に大きなばらつきがある。会長の資質によって良い取組みをやっているところもあるが、昔ながらの女性部の活動が残っているところもある。区役所の地域支援課などで取り組むことだとは思いますが、区や市全体でテーマを設けるなど具体的な取組みができるようなシステムがあればと思う。文面には出ないかもしれないが、今後の取組みをお願いしたい。

△ 校区でばらつきはあるが、テーマを決めて取り組むというところについては、毎年 11 月 3 日から 9 日については「みんなで参画ウィーク」として、男女共同参画推進の取組みをお願いしているところである。今後も効果的な啓発を行うため、各校区での取組み事例をホームページで紹介する等の方法で、周知を進めていきたいと考えている。

○ 次年度からの改善を期待している。

○ 資料 1 の 7 頁目、意見番号 54 に関して、暴力の未然防止ではなく暴力の防止にしてはどうかとの市民意見に賛成である。理由は 2 つある。1 点目は、資料 3 の 16 頁目「5 重点的に取り組む施策」で暴力の未然防止のため、若年層を含むあらゆる世代に対して暴力防止啓発の取組みをより充実させるとしているが、未然防止のつもりでも実際には中学生や高校生など若年層の間でも暴力が既に起こっている。そう考えると、若年層への暴力防

止啓発は、未然防止だけでなく、既存の暴力を防止する対策でもある。未然防止も広い意味では暴力の防止であり、市民意見のとおりにしてはどうか。

2点目の理由は、資料3の9頁目、第3次基本計画の課題には「②配偶者等からの暴力（DV）の防止や貧困などの困難を抱える女性への支援」とあるが、意識調査では配偶者等からの暴力を受けた際に「がまんした」と回答している人が男女ともに最多となっており、実際に起こっている暴力を我慢して悩んでいる人がそれだけいるということである。そうした人々にとって、未然防止と書くことは、福岡市は実際に起こっている暴力の防止には取り組まないと受け止められるのではないかと。

これら2つの理由から、この市民意見についてはもっと尊重しても良いのではないかとと思う。

△ 今起こっている暴力に対しての防止が必要とのご意見もあるが、そもそも配偶者等からの暴力が起らないように根絶していくことは、国を挙げて取り組む命題である。暴力根絶の意思を込めて、未然防止に力点を置くという趣旨の記載であることをご理解いただきたい。

○ そういった趣旨であれば施策の名称は変えなくても良いが、市民意見への回答については記載を変える必要があるのではないかと。

△ ご指摘の市民意見への回答については検討する。施策の名称に「未然防止」と記載している趣旨は、福岡市は配偶者等への暴力を根絶するために未然防止に取り組むと言う意思表示であるため、その点はどうかご理解いただきたい。

○ 意見としては理解した。

○ 市民意見に対する審議会としての考え方については、意見が出た部分を後で修正するというところでよろしいか。

（異議なし）

【議題2 福岡市男女共同参画基本計画（第4次）答申案について】

○ 意見、質問等はないか。

特になければ、事務局から報告のあった修正点を反映し、第4次計画答申案を作成した

いが、よろしいか。

(異議なし)

○ 答申案及び市民意見回答に関して、本日の審議会で出た修正部分は会長一任とさせていただきます。特に今回、男女共同参画課及び女性活躍推進課をアミカスへ移転し、男女共同参画部として一本化することで、市の男女共同参画に対する姿勢が後退することが懸念されていたが、そうではないということが十分に説明されたと思う。市民の皆様の不安や懸念はかなり少なくなったと思うので、移転も含めて賛成ということで確認したいがよろしいか。

(異議なし)

○ 最も市民意見の多かったアミカスへの移転について、当審議会としては、市が男女共同参画をさらに推進するために中心部署との調整等をこれまで以上にお願いしたいということである。よろしく願います。修正点は会長一任とし、これにて審議を終了する。